

〔『法学新報』第26巻3(295)号 大正5年3月5日〕

漫録

○噫岡村先生

故岡村博士は学徳共に優れたる人であつた。吾等同人は故人を偲はんか為めに故人の知友諸彦に請ふて茲に故人の言行を録し読者と共に故人生前の高風を仰かんとす。諸彦の熱心は必ずや故人の佛を眼前に彷彿たらしむるものがあるであろう。（記者謹識）

○ 法学博士 原 嘉道君

一 博士の経歴中最も光彩あるものは何と云ふても千島艦事件（本件には本訴と反訴とあり、本訴は帝国政府より「ビー、オー」会社に対する損害賠償請求事件なり、以下訴訟の進行に関することは総て反訴に付ててあつて訴訟の争点は英國裁判所か反訴を受理することが出来るや否やに在つた、本訴は反訴の終局後弁論に入らすに和解となつたのである）に付帝國政府の委員として英國に出張された時である、該事件に付博士は当初より海軍省の委嘱を受け取調に従事せられ、第一番たる横浜英國裁判所には現に訴訟代理人の一人として出廷せられ、見事に勝訴になつたのである、然るに相手方「ビー、オー」会社が上海英國高等裁判所に控訴したから、帝國政府

顧問英人カーウッド氏か帝国政府の訴訟代理人となり同地に出張し弁論大に勉めたのであつたが、不幸にして敗訴の判決を受けた、其所で帝国政府では我邦の主権に関する重大なる問題であるから英國枢密院に上告することに決定した、所か千島艦事件の争点が我邦の主権に関する重大な問題だと云ふのみでなく其当時此の事件は一の政治問題とされて居つた、其れは世人も記憶して居ると思ふが、衆議院の在野党か、千島艦事件（本訴）の帝国政府の訴状に原告の表示を日本帝国政府（Imperial Japanese Government）^(e)と掲げ横浜英國裁判所の手続上帝国政府顧問カーウッド氏か日本帝国政府とは日本皇帝陛下の意義なりと釈明したるを捉へて 天皇の御名に於て外国裁判所に出訴し其裁判権に服するとは不敬千万であると云ふ様な理屈を唱へて政府攻撃の材料に供したのである、是れは純然たる法律眼から見れば問題とするの価値はないのであるか、政府に取ては不敬呼ははりをされるのは頗る苦痛であつたであろう、さう云ふ行掛もあつたから帝国政府ではどうしても上告して勝訴しなければならぬ万一敗訴すると政治上の責任問題となる虞れもあると云ふ訳であつた

英國枢密院に上告するに付ては英國の有名な弁護士を訴訟代理人に選任するは勿論であるが在倫敦の弁護士では如何なる大家ても東洋に於ける領事裁判権の問題までも研究して居る人はない、故に上告するに付ては此方の訴訟代理人たるへき弁護士に先づ以て東洋の領事裁判権の性質を十二分に会得せしめねばならぬ、弁護士が十二分に之を会得した上でなけ

れは裁判所（英國枢密院）に出て裁判官を納得せしむる丈の弁論の出来る筈はない、依て帝国政府では英國枢密院に上告することに決すると同時に委員を倫敦に派遣して訴訟代理を委任する弁護士に東洋の事情及び之に基く領事裁判権の性質を充分に説明せしむるの必要を認め先づ例の通り政府部内に其人を求めた、英語に堪能なりとの定評ある某某数氏（今何れも枢要の地位にある大官故其名を省く）は其交渉を受けた、然るに前に云ふ通り訴訟事件の争点が重大なるのみならず政治問題と迄なつて居るのであるから、万一英國枢密院で敗訴する様な事があると自分等の進退問題となると云ふので誰れも躊躇して我れ行かんと云ふものかない茲に於て帝国政府は止むなく民間に在る博士に其任に当らんことを求めた、博士は我帝国の主権に関する重大問題の為めには一身の利害を云為すへきにあらずとし決然之を引受け倫敦に出張したのであつた、倫敦到着後数ヶ月の間は専ら帝国政府の訴訟代理を受任した弁護士に東洋に於ける事情を説明し領事裁判権の性質を会得せしめ訴訟の準備を為すに努められたので之に関する書類は数千枚に及び今尚ほ一筐に満ちて岡村家に保存せられて居る、此の東洋の事情に付全く不知の弁護士に対する説明程困難を窮めた事は自分が弁護士としての経験上他に其類を見ないとは博士が爾後屢々語られた所であつて其当時の苦心は想像以上であつたらうと思はれる、其結果はコーエン、フライリモア両氏の英國枢密院に於ける四日間に跨る大弁論となり終に同院裁判官をして上海高等裁判所の判決を廢棄して

「ピー、オー」会社の訴を却下せしめ茲に該訴訟は全然帝国政府の勝訴に確定したのである。

千島艦事件は前に云ふ通り訴訟の争点が我邦の主権に関する重大の問題ではあり且一の政治問題ともなつた程であつたから英國枢密院に於ける勝訴判決の報あるや我邦では朝野挙て歓喜の声に満たされた、就中最も喜んだのは謂ふ迄もなく当の責任者たる海軍当局者である、博士か首尾能く其任務を了へて仏國郵船「シモン」号にて横浜に帰着した時は恰かも暑氣未だ盛んなる時であつたか第一に同号甲板に上りて博士と握手したる者は余等出迎の親戚友人にはあらすして白色の海軍将官服に其身を包みたる時の海軍次官海軍中将伊藤雋吉氏であつた、又当時の新橋駅に於て第一に博士を迎へたるものは時の海軍大臣西郷海軍大将であつた、大将博士を迎へ例の薩摩弁にて博士の尽力に依り「冷水にて顔を洗ひたるか如き快感」を得たりとの謝辞を述べたるとき余は側に在りて深く大将の時節に適応する用語に敬服し其寡言の雄弁に感し今に至るまで之を忘れないものである、然も大将逝て幾年、博士亦逝きぬ噫

一 博士か千島艦事件にて倫敦滯在中日清戦争が初まつたのである、此の戦争の初頭に於て英國朝野か支那に多大の同情を表して居たことは未だ我国人の記憶に存する所であらうと思ふ、從て其当時に於ける英國新聞雑誌の記事論説が多く支那に利益であつて我邦に不利益であつたことも亦当然である、博士は此の趨勢を見て慨然として筆を執り新聞雑誌に寄稿し

て我邦の為めに氣焰を吐き英國民の同情を我邦に引寄する」とに勉めたのであつた、其時に支那公使館の英人顧問にマツカトニー氏と謂ふ人があつて從来英支の密接に預りて力ありと云ふ訳で「ナイト」に叙せられ「サア」の称号を貰て居た、此人は博士と反対に英國民の支那に対する同情を一層盛んならしむる為め有ゆる尽力を為したのであつたが其間に一篇の大文章を或新聞に掲げて大に支那人を謳歌した、博士之を見て怒髪冠を衝き直ちに反駁の長篇を草して之を或雑誌に掲げしめた、其長篇の題目は「サア、マツカトニーは支那人以上の支那人なり」(More Chinese than Chinese themselves)と云ふのであつた、當時英國人は支那最賤であつたとは云へ、勿論支那人をは非常な劣等人種と見て居たのであるから英國一流の紳士を以て自任して居る人を支那人以上の支那人なりと云ふは極端の侮辱と考へらるるのは当然で隨分思切つた罵倒であつたのである、然るに其後暫くして博士は千島艦事件の帝国政府側訟ソリシタ師より宴会の招待を受けた、何心なく出席すると訟師は一の英國紳士を博士に紹介して曰く此の方カサア、マツカトニーですよと、此の不意打には博士も少なからず驚かされて、そこそこに挨拶はしたものの何となく極りか悪い様な心持ちかして終に打解ける迄に至らす、向も何たか落ち著かない様な様子で終にろくろく話もせずに別れられた、所か跡で聞くと訟師は博士の罵倒が余り厳しかつたのでサア、マツカトニーも定めし氣持を悪くして居ようから自分か二人を紹介して仲直りさせようとしたのであつたさうである

博士は後日此事を話し出して訟師か予め其意味を通して置けば自分も其積て応対し互に間のわるい思ひもせすに済んだのに訟師の紹介か余りに突然であつたので訟師の好意も無になり御互に楽しからざる一晩を過し、とんだ茶番であつたと笑はれた、是れは博士か海外に於て我邦の為めに尽された時に起つた一の余興である、然し博士等か斯く迄熱心に我国情を英國人に紹介せられたのと、我国運の發展とか相待て日清戦争勃発當時さしも支那に同情を表したる英國が戦争の半はより漸次我国に同情を表するに至り、終に維新當時より研究したる条約改正をも甘諾し、数年の後には日英同盟をも見るに至つたのである、博士も定めし地下に於て初めてサア、マツカトニー（近年死去）と熱心なる握手を交換せられたてあらう

岡村先生は事物の觀察に非常に明敏なる御方であつた殊に法廷の掛引き、訴訟取扱上に於ける臨機應変の術に長せられて居られたことは多くの弁護士中未だ曾て其の比を見ざる所であります自分の記憶の確なる範囲に於て一寸一例を申せば確か明治三十六年十一月頃と思ふ津軽海峡に於て日本郵船会社の東海丸と露国の汽船「プログレス」号と衝突し東海丸は沈没し多くの人命と貨物を喪失し「プログレス」号は僅かの損傷を受け之か修繕を為すべく函館船渠に入渠した当時岡村先生は日本郵船会社の依託により「プログレス」号の船主に対し損害賠償請求の訴訟を提起する為めに函館に出張せられ自分も當時随伴した函館に至り「プログレス」号の修繕の模様を調査したる所茲一週間位にて出帆すると云ふことであつた、そこで先生は直に函館地方裁判所に「プログレス」号仮差押の申請をした、所か同裁判所に於ては未だ曾て外国汽船に対し仮差押の命令を発したことがなく且つ當時日露談判か大分八ヶ間敷なりつつありし際なり

○

高橋織之助君

自分は明治二十九年三月法律事務習修の為めに初めて岡村先生の法律事務所に入り此度御不幸のある迄終始其恩顧を被つて居りました

岡村先生は今の世に稀なる温厚篤実なる御方であられた自分は二十年間曾て先生に対して敵意を含み又は誹謗の言を發するものありしことを知らなかつた又多くの門下生中苟も先生に對して不平ケ間敷ことを口外したるを聞かなかつた是を以て見るも先生の人格は如何に高かりしかを伺ふこと出来るのであります

し為めか容易に仮差押を許す模様か見えなかつた、そこで再三

交渉したる所裁判所は仮差押許否に付き口頭弁論を開くと云ひ其期日は来年三月であると云ふことになつた而して其期日か何故に斯の如き日数を要するかと云ふに「プログレス」号の船主

は露國のペトログラードに居るから其の呼出の為めに是非右の

猶予日数を与へなくてはならぬと云ふことにてあつた倍今差押へんとする船舶は数日内に出帆せんとするに不拘其の差押許否の弁論は数ヶ月の後開廷すると云ふことであるから仮差押は此時既に不能となつた普通の人なれば一寸狼狽して其の処置に窮する所である然るに先生は直に裁判所に至り仮差押の申請を却下して呉れと言ふて却下の決定を受け即日控訴院に抗告し一方

院長に交渉し翌日仮差押命令を得保証金五万円を積み「プログレス」号を差押て其の目的を達したことであつた先生は機に臨み変に応するに巧なりしことは右の一例でも充分に推測するに足るのであります

又岡村先生は自分の採る職務に対し非常に責任を重んせられ

た従て其の成績に対する注意を払はれました

岡村先生は非常に部下に対して親切であられた而して其の親切は口頭辞令の上でなくして心からの親切であつた故に之を受くる者は一層其の感を深くした

岡村先生は虚勢を張り外見を飾ることを非常に嫌はれた併し部下の者に対し之を口喧しく言はれた訳ではなかつた自から行はれて其の範を部下に示されたのである今日多くの門下生中一人として虚勢家染た人のないのは全く先生の感化に賜ものに

外ならぬと思ひます

岡村先生は非常に謙遜な御方であられた我我部下に対しても決して尊大振る様なことはなかつた時々非常に鄭重なる取扱を受けて却て心恥しいことが度度あつた位であります

岡村先生は非常に謹厳にして寛仁な御方であつた自分は岡村先生に二十余年間接して居りましたが如何なる盛夏の頃と雖も事務所等に於て濫に横になられた様なことはなかつた又部下の者に対し或事務を命しても決して干渉ケ間敷いことは言はれなかつた部下に手落等のことかあつても曾て怒られた様なことを聞かなかつた先生は晩年健康を害せられて専ら静養せられ昨年十一月頃迄は余程健康になられて乍蔭喜んで居りました、所か此度意外の病氣にて死去せられたのは返す返すも残念な次第て恰も慈父を喪つた様な心持か致します

○岡村先生追想雜記

門下の一人 原田敬吾君

左の一編は佐藤君の急迫なる需めに應して勿卒に記述したるものなれば多少記憶違ひの点もあるべく脱漏の事実も少からざるへし偏に読者の諒恕を請ふ

一 先生の輪廬中に投せられて親しくその鉗鎗を受けたるもの前後百人を超ゆへし、その中一家を成して世に立つもの都鄙を通じて五十人を算す一朝計音の伝はるや在京の徒挙つて棺前に集りたるは言はずもかな地方に在るものも近き茨城、静岡より遠き福島、兵庫に至るまで苟くも葬期に後れざるべき

交通の便宜あるものは何れも上京して種種の準備を助けたり
先生の徳、その潤ほすことの広くしてその感化することの深
きを思ふへし

先生に於て最も尊むべき点はその八面玲瓏たる性格に在り
き八方美人主義といふは当らす外交的手腕と為すもまた当ら
す何となれば這箇は真情流露の結果にして修飾の致す所にあ

來れは精彩煥發、物去れは恬淡無為、然り恬淡無為なるか故に未だ曾て人意を害し給はさりき精彩煥發するに当ては満腔

の同情を傾注して春光の煦覆するか如くに在しき故に一たひ

先生は見えたるものは必ず承く憲著す是れその職に於て成功し給ひたる所以にして又よく多数の門下を養成し給ひたる所なり

門下を鐵へ給ひたる手段を考ふるに仮りに之れを教育上の laissez faire と称す。これを得くし熱するものは熱殺し寒するものは寒殺し天賦の性を啓發するに任せて曾て干渉し給

はすと雖も急所に至れば鉄鎗一下して明白白たる印象を与へ
給ふの例なりき

訴訟事件の曲直を断るに一機軸を有し給ひきそは直覺的

幾多の門下の胡鑽乳撞、法文を追ひ理義を繹ねて纔かに拈出
し来る大議論は必竟、一場の懼懾にして修養を経たる法律的

常識の敵にあらざること先生の屢々証明し給ひたる所なり
至孝に在せしは人みな之れを知れり仮令ひ温順なる母堂に

仕へ給ひて奉養到らざる所なかりしとも先生に於て或は多と
するに足らざるへし然れども故嚴君の旧思想と先生の新思想
とは必ずしも常に一致を見出すこと能はざりしか如くなるに
己れを枉けて具さに服従の実を挙げ給ひき這裡の消息は爰に
詳かにするを欲せすと雖も予は之れを思ふ毎に常に私かに感
泣す

一 故旧に対しても甚た厚く在しき某某数家の薄き縁故を以て
濃き同情に浴し以て家声を今日に維持せるは予の自ら知る所
なり憚る所あるに非ざりしならば予は爰に之れを詳記したる
ならん

一 溫厚の君子人に在せしは言ふまでもなき所なれども、また
衷に稜稜たる氣骨の嚴として冒かすへからざるものを儲へ給
ひき明治二十五年の頃、鄭永寧売国事件に於て鄭氏のために
弁護の任に當り給ふや四方矯激の徒の妨害甚たしく先生の身
辺まさに事あらんとの流言盛んなりき然れども先生は飽くま
て所信を実行して毫も顧み給はざりき

一 国家に対する献身的精神の強固なることも自ら証明し給ひ
たる所なり千島艦事件の起るや四囲の事情は長く海外に出張
し給ふを許さざりき朋友、門下のうちまた切に諫め奉りたる
人も少からざりき然れども先生は断乎として之れを郤け比較
的乏しき報酬に甘んして一年有余の間専ら國家の為めに努力
し給ひき

ひしには非すと雖も諸多の書籍を耽読して親しく肉眼の観察を遂げ深き斯学の智識を有し給ひき暮夜散歩の際ターレスの如くに天を仰きて佇み給ふか如きは珍らしからざりし所なり

一 趣味は甚だ広く在しき書画の名幅も少からず貯へ骨董の珍品も數多集め給ひき啻に之を樂み給ひしのみならずまた大に之を研究し給ひき就中画史画論に至りては造詣甚だ深く在しき

一 声楽の趣味に富み給ひしは隠れたる事実なるへし觀世の謡曲は名匠の直指单伝を誇り給ひ鶴賀の淨瑠璃は当業者流を驚かすに足るものありしと雖も謹嚴なる先生は昵近者にすら妄りに拝聴の榮を許るし給はれりき

一 先生の藏書中之一 The Orchid & Butterfly, Wistaria Vines, A Dawn Crow, 等不可思議なる英訳語を表紙に記したる数部の薄き和本あるへし繙きて看よ勘亭流の七行本の所所に得も知れぬ「ノート」の記されたるを知らん是れそ幾たびか世務にみたる神機を慰め清新の勇氣を鼓舞し奉りたる所のものにして又先生の趣味の凝結せる一大記念物なり予は斯る貴重の書籍の永く保存せられんことを切に遺族の方方に冀ふ

一 閑散の日には行先不明に事務所を立出て給ふことありき留守員に向て「独逸語の稽古に行くよ」と宣へとも懷にし給ふは例の書物なれば予を顧みて微笑を漏らし給ふこと多かりき嗚呼思へば二十年の昔なりけり先生も尚ほ若く在しけり一 門下清流たる多士、誰れか先生の感化を受けさらん故に篤行を以て鳴るあり學術を以て顯はるるあり理財に長するも

の、政治に通するもの、意氣の盛んなる詞藻の豊かなる各一家の風を為せり予の如く半世蟄伏、以て紙魚たるを樂むもまた先生の性格の反射の一面のみ然れども先生の道徳を以て先生の学識と技倣とを兼ねるか如きは得て之れを門下に求むへからず門下の勗めさるにあらざるなり模型の余りに偉大なるを以てなり